

下水道に流せない ものがあります！

- ◆下水道に流された油は下水道管に付着し、つまりや悪臭の原因になります。
また、灯油や有機溶剤等の有害物質は下水道では処理できないため絶対に流さないでください。
- ◆コロナウイルス対策で使用したマスクやゴム手袋などは、決して下水道に流さず、所定の方法で処分してください。
- ◆下水道に流せないものにより、下水処理場等に被害が発生した場合は、修理費用等の損害賠償を原因者に請求することがありますので、十分注意しましょう。

『下水道へ流してはいけないもの』

◆生活排水以外の液体

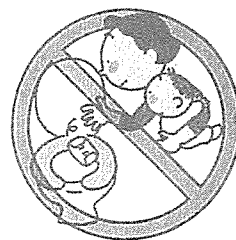
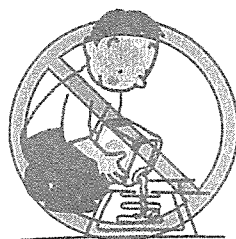
- ・燃料（廃灯油・ガソリン等）
- ・有害化学物質（殺虫剤・農薬・有機溶剤等）
- ・エンジンオイル等の工業用油類

※処分方法については販売店へお問合せください。

◆水に溶けない物質

油以外でもツマリの原因になるものは流せません。

- ・布製品（タオル・ハンカチ・衣服等）
- ・紙製品（ティッシュ・おむつ等）
- ・ウイルス対策用品（マスク、ゴム手袋等）



下水道についてのお問い合わせ先

飛騨市 環境水道部 水道課

(Tel.0577-73-7484)